

令和3年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

令和2年12月
金 融 庁



1. 国際金融ハブ取引に係る税制措置

◆ 国際金融ハブ取引に係る税制措置 [金融庁主担、経済産業省が共同要望]

【大綱の概要】

(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

わが国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、以下の税制上の措置を講ずる。

① 法人課税

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁ホームページ等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする。

② 資産課税

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととする。

③ 個人所得課税

ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンド(株式譲渡等を事業内容とする組合)からその出資割合を超えて受け取る組合利益の分配(キャリド・インタレスト)について、分配割合が経済的合理性を有するなど一定の場合には、役務提供の対価として総合課税の対象となるのではなく、株式譲渡益等として分離課税の対象となることの明確化等を行う。その際、ファンドマネージャーによる申告の利便性・適正性を確保するため、金融庁において所要の対応を講ずる。

【国際金融ハブ取引に係る税制措置】

	現状
法人税 (運用会社に課税)	30% 役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可
相続税 (ファンドマネージャー等の相続人に課税)	0~55% 10年超居住…全世界財産 10年以下居住…国内財産のみ
所得税 (ファンドマネージャー個人に課税)	0~55% ファンドマネージャーの運用成果に応じ 出資持分を超えてファンドから分配される 利益 → 金融所得にあたるかが不明確。



対応策
投資運用業を主業 とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載する等の場合には、 損金算入を認める。
勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 国外財産を相続税の課税対象外 とする。
利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として 分離課税（一律20%） の対象となることを 明確化 する。

(その他)

外国投資家が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の持分が25%以上であっても、投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告を免除する。

2. 金融所得課税の一体化

◆ 金融所得課税の一体化 (金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【大綱の概要 (検討事項)】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、**時価評価課税**の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な**租税回避行為を防止**するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、**早期に検討**する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

◆新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

【現状】

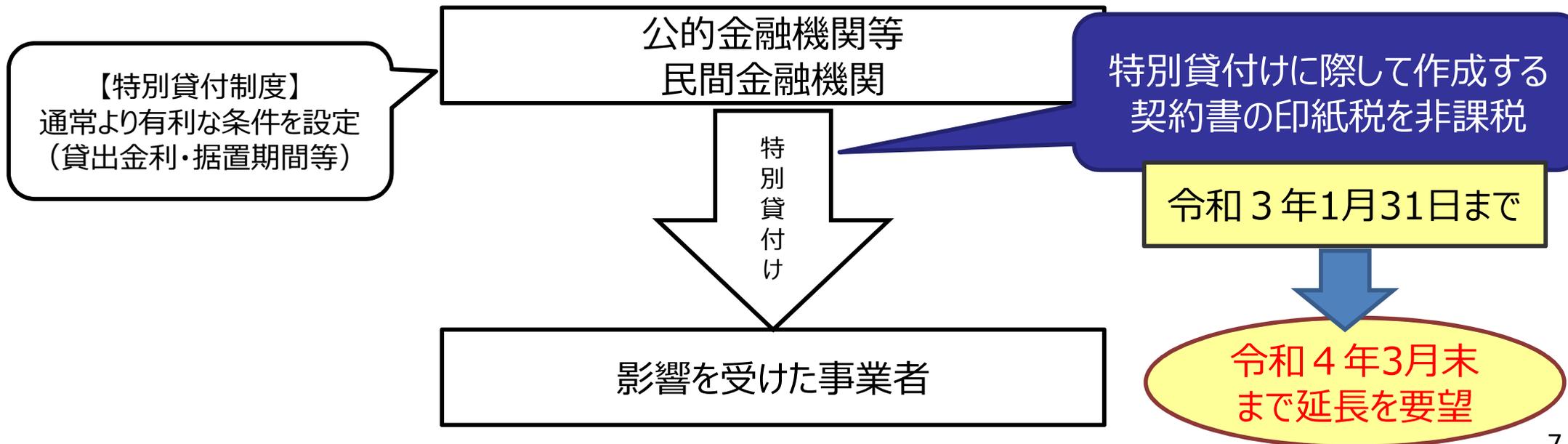
- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**令和3年1月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

【大綱の概要】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長する。

【印紙税の非課税制度の概要】



4. 税制上の手続のデジタル化の推進

◆ 税制上の手続のデジタル化の推進(NISA・クロスボーダー取引関連等)

〔金融庁主导、財務省が共同要望
(クロスボーダー取引のみ)〕

【大綱の概要】

(NISA関連等の電子手続の簡素化)

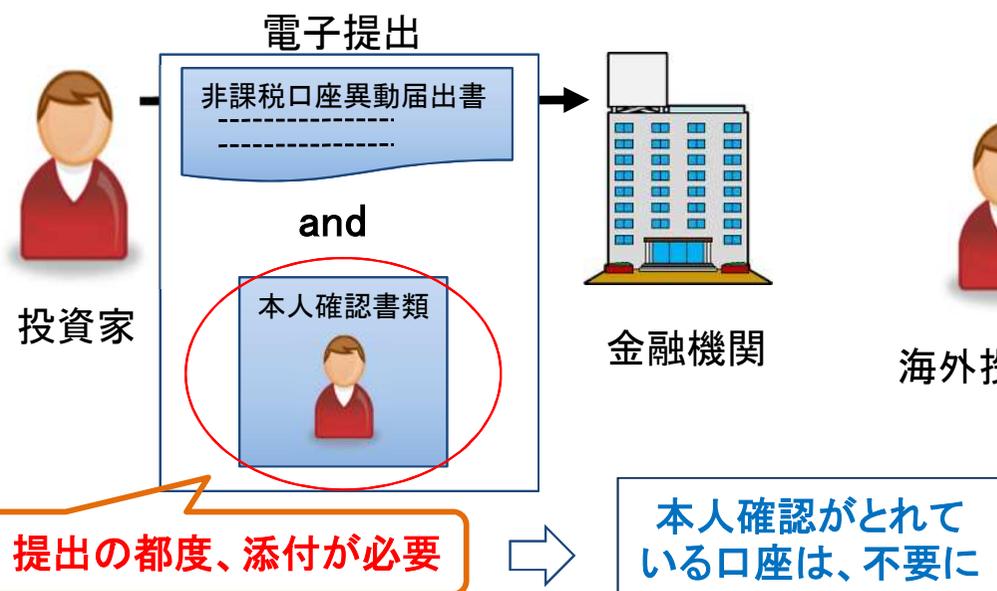
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

① 次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に併せて行うこととされている**住所等確認書類の提示**又は特定署名用電子証明書等の送信を**不要**とする。(後略)

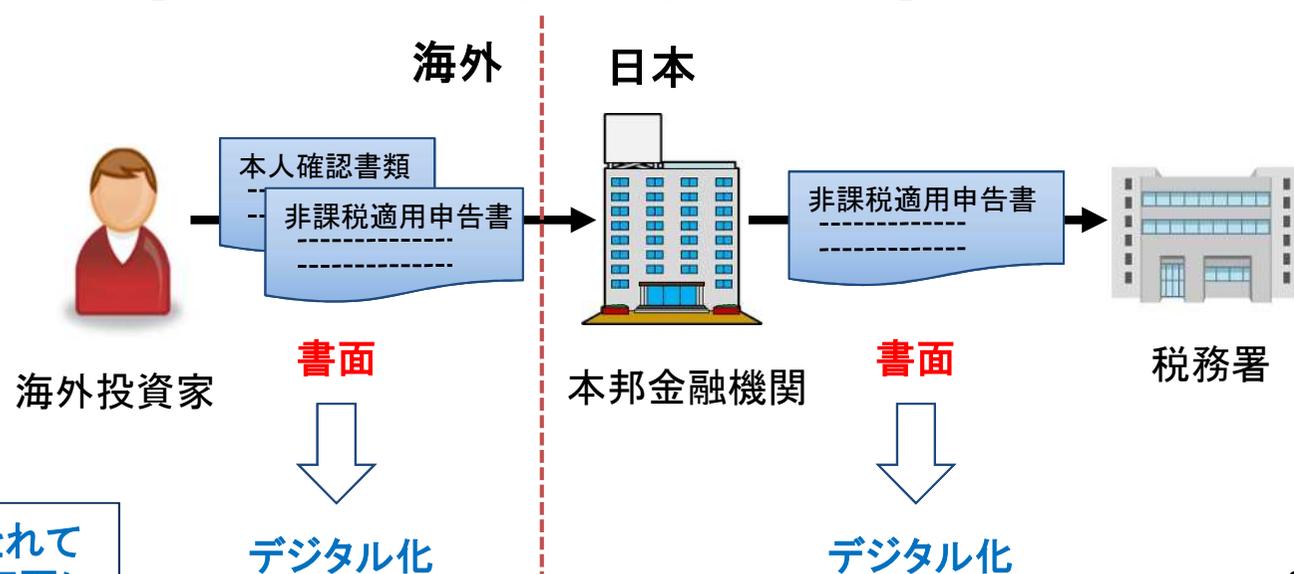
(クロスボーダー取引に係るデジタル化)

次に掲げる書類の公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面による提出に代えて、特定振替機関等に対して当該書類に記載すべき事項の**電磁的方法による提供**を行うことができることとする。(後略)

【NISA関連等の電子手続の簡素化】



【クロスボーダー取引に係るデジタル化】



5. 生命保険料控除制度の拡充

◆ 生命保険料控除制度の拡充 [金融庁]

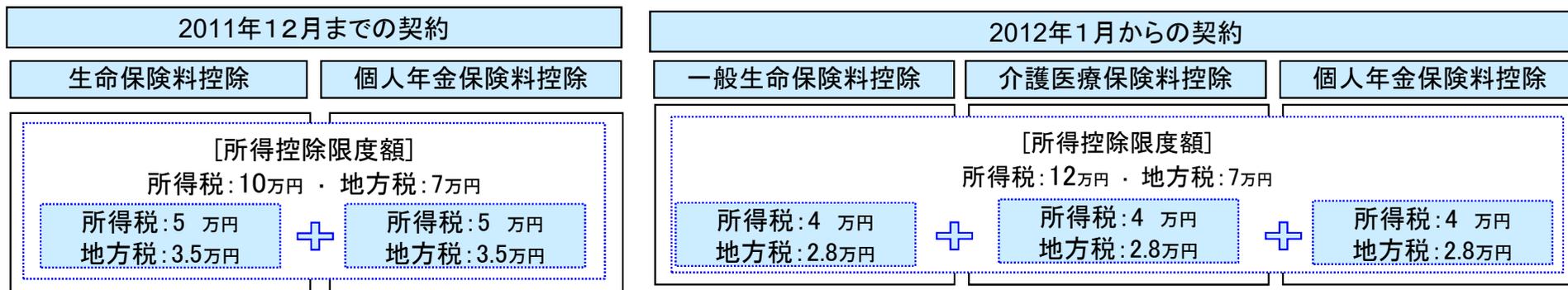
【現状及び問題点】

○ 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払生命保険料の一定の金額の所得控除が可能。多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。

【現行制度】



【要望する制度】

